

スノーボーダーの注意義務と不法行為責任

「スキー場のゲレンデで滑降していた者が、上方からスノーボードで滑降してきた者に衝突されて負傷した事故につき、スノーボードの滑降者に不法行為責任が認められた事例」〔さいたま地裁平成20年11月14日判決（一部認容・控訴）〕（判タ1294号115頁）

後 藤 泰 一

【事実の概要】

本件は、平成19年2月17日午前9時55分頃、スキー場のゲレンデをスキーで滑降していたX（原告）が、上方からスノーボードで滑降してきたY（被告）によって追突され、骨折等の傷害を負ったと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として528万4,898円及びこれに対する不法行為の日である平成19年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。以下のような事実が認定されている。

赤倉観光リゾートスキー場ホテルBコース「とちどっこ」付近の斜度は10度から20度の中斜面であり、斜面の状況はスムーズであった。本件事故当時、天候は晴れであった。本件事故当時、Xは、スキー経験が30年弱の上級者であり、Yは、スノーボード4回目の初心者であった。Xは、本件事故直前、「とちどっこ」付近において、ゲレンデ上方から見てコースの左側の斜面を、スキーで幅約5メートルの小さなパラレルで、上級者としてはゆっくりとした速度で滑降していた。他方、Yは、「とちどっこ」付近において、ゲレンデ上方から見てコースの左側の斜面を、スノーボードで幅約20メートルの緩やかなターンを繰り返して滑降していた。その時点で、XとYの位置関係は、Yが上方、Xがその下方であった。折から、Yの前を滑走していたスキーヤーが停止したため、Yは、同スキーヤーとの衝突を避けようとして慌て、自己のスノーボードのコントロールを失い、Yに気づかず無防備の状態にあっ

たXの左横から左斜め後方にかけての方角から、Xの左大腿部横から後にかけての部位を中心として衝突した。衝突時、Xは、進行方向左にターンをして斜滑降の状態であった。

本件事故により、Xは、左脛骨プラトー骨折・左膝関節内骨折等の傷害を負い、新潟県のけんなん総合病院に平成19年2月17日から同年4月28日までの71日間入院し、退院後の同年5月19日及び同月22日に同病院に通院した。また、Xは、平成20年4月24日から同年5月3日までの10日間、骨折部位の固定具を抜去する手術を受けるため、同病院に入院した。そこで、XはYに対して不法行為に基づく損害賠償として528万円余を請求した。

これに対して、Yはつぎのように主張した。「Yは、Xに後部から追突したのではない。Yは、ゲレンデ上方から見てコースの左側の斜面をスノーボードで滑降、左にターンした際、背後の死角から突然現れたスキーヤーがYの前方至近距離の地点で停止したため、そのスキーヤーとの衝突を避けようとして、ターンした方向にさらに旋回して急停止しようとしたところ、旋回した地点に今度はXが後方から現れたため、Yのスノーボードの先がXの右スキー板の右足より後方の部分の上に重なり、Yの両手がXの右肩付近にぶつかる形でXの右側部に衝突した。このように、Yは、自己の目前でスキーヤーが急停止したため、これとの衝突を回避するためにやむを得ずXと衝突したのであるから、民法720条1項により、Xに対し損害賠償責任を負わない。」

【判旨】

さいたま地裁は、つぎのように判示して、Yの不法行為責任を認め、かつ、Yの過失相殺の主張を排斥し、療養費用、休業損害、慰謝料ほか約527万余の支払を求める限度で本訴請求を認容した。

「本件事故は、Xの上方から滑降してきたYがXに追突して発生したものと認められる。この点、Y本人は、当裁判所において、ゲレンデ上方から見てコースの左側の斜面をスノーボードで滑降していたところ、Yの背後の死角から突然現れたスキーヤーがYの前方至近距離の地点で停止したため、Y

は、そのスキーヤーへの衝突を避けようとして急停止しようとしたところ、今度はXがYの後方から現れたため、Xの右側部に衝突したものであり、衝突は避けられなかったと供述する。しかし、Yが供述する事故態様は、本件事故直後にYが救助者に話した事故態様と異なる上、本件事故によりXの左大腿部にできた打撲痕が、X本人の供述する、衝突時の双方の身体の位置関係、衝突部位と合致することからして、採用することができない」とした。

Yの過失の有無については、以下のように判断した。「スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負うと解するのが相当であるところ、本件事故現場は急斜面ではなく、斜面の状況もスムーズであり、天候も晴れていたものであって、上方にいたYとしては、コース下方を見通すことができた認められるから、Xから見て上方からスノーボードで滑降してきたYは、前記注意義務を負うものというべきである。したがって、本件事故を発生させたYには、前記注意義務を怠った過失があり、本件事故についてXに生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである。

この点、Yは、自己の目前でスキーヤーが急停止したので、これとの衝突を回避するためにやむを得ずXと衝突したものであり、民法720条1項により、Xに対し損害賠償責任を負わないと主張し、Y本人も当裁判所においてこれに沿う供述をする。しかし、Yの供述するような事故態様をとり得ないことは前記のとおりである。

もっとも、前記認定事実によれば、Yの前を滑走していたスキーヤーが停止したため、Yがこれとの衝突を避けようとして本件事故が発生したことは認められる。しかし、本件において、当該スキーヤーが停止したことが、Yに対する不法行為となるような態様であったことを認めるに足りる証拠はない。かえって、前記記載のとおり、スキー場において、上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走す

べき注意義務を負うと解するのが相当であり、当該スキーヤーの上方から滑降していたYは、スキーヤーが停止する可能性をも見越した上で滑降すべき注意義務を負うのみならず、スキーヤーが停止し、これとの衝突を回避するために進路を変更するに当たっては、その進路となる下方を滑走している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負うことになる」と解するのが相当である。本件において、Yは、この注意義務に違反したものと認められるから、Yの主張は理由がない」とした。

過失相殺につき、「Yの主張する事故態様を認めることができないことは前記のとおりであるから、これを前提としてXの過失をいうYの主張は前提を欠くものであり理由がない。そして、本件に現れた一切の事情を検討しても、Xに過失相殺を認めるべき事情はこれを認めることができない」とした。

損害額につき、療養費用66万5136円、入院雑費12万1500円、交通費等8万7970円、休業損害2594705円、入院慰謝料136万円、弁護士費用45万円などの「合計527万8338円及びこれに対する本件事故の日である平成19年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限りにおいて理由があるからこれを認容」とした。

【研究】

一 本判決の位置付け スキー場のゲレンデをスキーで滑降していたXが、上方からスノーボードで滑降してきたYによって追突され、骨折等の傷害を負ったとして、Yに対し不法行為に基づく損害賠償を請求した事案であるが、さいたま地裁は、「スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負うと解するのが相当であるところ、本件事故現場は急斜面ではなく、斜面の状況もスムーズであり、天候も晴れていたものであって、上方にいたYとしては、コース下方を見通すことができた」と認められるから、Xから見て上方からスノーボードで滑降してきたYは、前記注意義務を負うものというべき」であ

り、「したがって、本件事故を発生させたYには、前記注意義務を怠った過失があり、本件事故についてXに生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである」とした。

本判決の結論は妥当なものとする。私も本件のようなスキー場における滑降者（スキーヤーやスノーボーダー）同士の衝突事故について考察したことがあった¹。このような衝突事故については、後述の最高裁平成7年3月10日判決が、それまでの下級審判決の到達点としての判例理論を提示している²。そして、その後の下級審は、「上記判例理論に則り、事件を処理する態勢をとっている」³とあってよい⁴。本判決もまた同様に上記最高裁判決に則した判断をしたものといえる。

近年、スキーよりもスノーボードにかかわる衝突事故が増えている。後述するが、スノーボードは、横乗り・非対称（サイドウェイスタンス）で操作するスノースポーツであり（その点で下方に対する視野が限定される）、また、スキー以上にジャンプや空中でのターンという面白みがある。このことが、スノーボードの事故の増加に繋がっているのではないかと考えられる。こういう視点で本件をみるとどうなるか、そのあたりも考えてみたい。

二 裁判例の概観 それでは、スキーヤーおよびスノーボーダーはどのような注意義務を負っているのだろうか——いい換えれば、具体的にどのような行為が注意義務違反（過失）とされるのだろうか。まず、従来の裁判例を概観してみよう。⁵

〔裁判例1〕東京地裁昭和39年12月21日判決⁶ 地元観光会社のスキーパトロール要員Yがシュプールをつけるために20度ないし25度の斜面を滑降中に雪庇でジャンプしたため、約16メートル下で転倒し起き上がろうとしていた未婚の女性Xの顔面にスキーを衝突させ、右眼失明、鼻骨複雑骨折などの重傷を負わせた事案。「ジャンプするための滑降体勢にはいるにあたっては、まず十分の見通しのきく場所において前方および左右の状況を確認するか、又は見張りの者を立てる等して自己のジャンプしようとする進路に向かって滑走してくる者がいないことを確認すべき注意義務があり、殊にスキー場のパト

ルールに従事する者は、みぎにとどまらず滑走コースの整備のためシュプールをつけるにしても、つとめてジャンプを避け、たとえジャンプするにしても、これを行う時を選択する等して危害の予防について一層の注意を払うべき義務があるというべきである。……本件事故の発生は、Yの重大な過失によるものといわなければならない」として、Yの損害賠償責任を認め、過失相殺の主張を排斥した。

この判決は、それまでスキーパトロール要員の注意義務どころか一般のスキーヤーの注意義務についてさえほとんど指摘されることのなかった時代において、スキー事故による不法行為責任の問題を論じた初めての判決であり⁷、新聞などはこれをかなり大きく報道したとされている⁸。スキーパトロールにも従事していたベテランのかつ高い技術を有するスキーヤーであればこそ、この者の行為は言語道断であり⁹、不法行為責任が認められ過失相殺が否定されたのは当然のことといえる。

〔裁判例2〕札幌高裁昭和61年9月30日判決¹⁰（1審判決は札幌地裁昭和60年11月29日¹¹） Xは、ゲレンデで斜面の右方向に向け斜めに滑走する状態から左に回転したところ、Yの進行方向左側からY側（右側）へ向かって斜めに滑走してきた女性（甲女）がいた（Yには同女が突然現れたものと感じた）ため、同女とYの左肩同士がぶつかり、そのためYの体が谷川へ傾き、スキー操作の自由を失って進行したところへ、たまたまXがYのやや下方をYと同一方向に向かって滑走していたため、YがXの後方から、Yの左足がXの両足の間に入る形で衝突し（なおその際Yの左膝とXの右膝とがぶつかった）、Xは右後方に、Yは右前方に転倒し、Xが右足内側々副靭帯損傷等の傷害を受けた事案。

札幌高裁は、Yの過失につき、甲女との第一衝突につきYに注意義務違反があったかどうか具体的に認定するまでには至らず、また、本件事故の発生を回避するためのYのXに対する直接の注意義務違反の有無についても、本件事故前後の状況に鑑みるならば、これを具体的に認定するまでの事情も見当たらず、Yに過失があったとまではみなし難いとした1審（札幌地裁）の

判断を相当とした。

〔裁判例3〕東京地裁平成2年9月27日判決¹² ゲレンデをスキーで滑降していたYが転倒して同コースを転がり落ち、前方をスキーで滑降中のXに衝突したため、Xは、右膝内側副靭帯損傷及び右膝反復性膝蓋骨亜脱臼の傷害を負った事案。「Yの技量はいまだ初級に属し、現に本件事故の直前においても速度をうまく調節できず、雪の斜面に突っ込んで停止するという未熟な方法を取っているのであるから、中級以上の者を対象とする本件コースを前記のような滑降が難しい状況下において滑るにあたっては、滑る方向やコースを良く選び他のスキーヤーの動静に注意し、速度をできるだけ制御し、場合によっては歩行し、事故が発生する危険がある場合は直ちに停止するなどしてその発生を未然に防止する義務があるのに、これを怠り、漫然と滑降を再開し、前示のように、バランスを失って転倒し、なんら制御することができないままでXに衝突して負傷させたというのであるから、Yに過失があるというべきである。」

〔裁判例4〕東京地裁平成7年3月3日判決¹³ 見通しの悪い段差の下で停止していたスキーヤーXに、後続のスキーヤーYが段差部分でジャンプし衝突し、右下腿骨骨折（脛骨、腓骨複雑骨折）の傷害を負わせた事案。「Yは、……より早い段階で減速すべきであったのに、斜面の変わり目の手前約5メートルになってようやく減速したため、十分減速することができずそのままジャンプすることになり、Xに衝突したもので、十分に減速措置をとらなかったYには過失があるというべきである。本件スキーコースが初・中級者用であり、Yより遅い速度で滑っているスキーヤーが斜面の変わり目の下に存在することは予想できたもので、Yも、斜面の変わり目に差し掛かったときコース先に4、5人の人の姿を確認し、Xの少し左側にも人がいたことを供述しており、これによれば、Xに衝突しなくとも他のスキーヤーに衝突した可能性もあり、見通しが悪いにもかかわらず、Yがかなり速い速度で滑走して、ジャンプというコントロールが困難な体勢で滑り降りたことが、本件事故の原因であるというべきである。」

「Xが本件事故当時立っていた位置は、幅員約10メートルのコース上であり、コルゲート先端の斜面の変わり目の下であって、コルゲート上から見通すことができない位置であった。前記認定の事実によれば、Xは、一旦停止した位置では後続スキーヤーが降りて来るので危険と思い、衝突が避けられると判断した位置に移動したことが認められるが、その位置でも右のとおりコルゲート上からは十分に見通しの利かない位置であり、決して十分な回避措置をとったとはいえない。しかも、Xはコース右側を向いて上方への注意を怠り、サングラスを拭いていたものであり、そのような行動をとるときは、後続者の衝突を避けるため、コース脇まで移動すべきであった。この点においてXにも過失があったというべきであり、以上認定の状況に照らし、その過失割合は3割を相当とする。」

〔裁判例5〕最高裁平成7年3月10日判決¹⁴ グレンデでXがパラレルで大きな弧を描きながら滑降し、一方YはXの上方からXよりも速い速度でウェーデルンとパラレルを織り交ぜて小さな弧を描きながら滑降していた。Xは左に大きく弧を描きながら方向転換をして本件事故現場付近へ滑降し、Yは右に小さく弧を描いて方向転換をし、Xと対向するようにして本件事故現場付近へ滑降していたが、YはXが進路前方右側に現れるまで気が付かない状態でXに衝突してしまい、Xは転倒して、左腓骨折骨、脛骨高原骨折、頭部打撲等の傷害を負ったという事案。「スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負うものというべきところ、前記事実によれば、本件事故現場は急斜面ではなく、本件事故当時、下方を見通すことができたというのであるから、Yは、Xとの接触を避けるための措置を取り得る時間的余裕をもって、下方を滑降している上告人Xを発見することができ、本件事故を回避することができたというべきである。Yには前記注意義務を怠った過失があり、Xが本件事故により被った損害を賠償する責任がある。」（破棄差戻）

ここで注意しておくべきことは、下方滑降者の進路妨害についてである。

〔裁判例4〕においても指摘されているが、滑降者は、自分の前方だけを注意して滑っていれば、法的に問題はないとはいえず、下方で滑っている者の行動が、上方から（後方から）普通に滑ってくる者にとって、妨害行為となるようではならないだろう。下方の者には、上方から滑ってくる者の妨害にならないように、ある程度の注意義務が課せられるとよい——この点、ダウンヒルやスラロームなど単独でタイムを競う競技スキーと異なり、不特定多数の人が混在して滑るゲレンデにおけるスキーの場合には、とくに重要となる。妨害となるような行動とは、一般的には、ゲレンデを横切る行動とか大きくターンする行動などのほか、ゲレンデの真ん中や上から十分に見通しの利かないところに立ち止まったままの状態であることなども進路妨害となりうる。

そうすると、一般的には初級者であっても中級者であっても下方で大きくターンをする場合とかゲレンデを横切るような場合には、具体的には、上方から滑降してくる者がいないかどうか（衝突の危険がないかどうか）を確認した上で動作に入ることが要求されていいのではなかろうか。ゲレンデの真ん中付近で大きくターンしたりゲレンデを横切ったりする行動も上方からの滑降をさえぎるという効果を有する——そういう上方への注意・安全確認は、上級者の場合であればなおのこと強く要求されてよいであろう。下方の者であっても（それが上級者であるならばなおさら）衝突の危険がないように上方への確認をすべきは当然であって、もし、そういう注意を払わずに衝突してしまった場合には、衝突された者（被害者）にも過失があったといわれても仕方がない（後述のスキーの人的衝突事故における二面性に関連する問題である）——この場合には、具体的には過失相殺における過失割合の問題となってくる。

ところで、スキーやスノーボードの人的衝突事故は二面性をもっている。上記の〔裁判例5〕では、被害者Xの行動につき、「Xは、大きくゲレンデを横切っていたのであるから、本件は両者が同一方向に進んでいる場合ではなく、上方から滑降してくる者の進路妨害をしていたXが悪いのであって、

Yの過失の割合は、せいぜい3割くらいであろう¹⁵との見方がある（被害者Xの過失7割）——つまり、衝突事故を下方滑降者である被害者Xの進路妨害によって引き起こされたものと捉えるならば、Xの過失7割という見方も十分理解できる。これに対して、この衝突事故を上方から滑降してきた加害者Yの衝突回避義務違反行為が引き起こしたものと捉えれば、Xの過失7割という評価はXにとって厳し過ぎることになる。このように、個々の衝突事故をどう捉えるかによって、具体的処理に大きな違いが生じてくる可能性がある。ここに、スキーヤー・スノーボードにおける衝突事故の特徴がみられる。つまり、当該事故を、もっぱら上方からの滑降者が衝突を回避しなかったために起きた事故として捉えるのか、それとも下方の者（衝突された者）の進路妨害という性格の強い事故として捉えるのかという問題である。もっとも、従来の裁判例によれば、被害者の過失が認められたケースでは、その過失割合は大体2～3割強程度であり、7割というのは見当たらない。そういう意味でも上方から衝突した者の責任は重いのである。

〔裁判例6〕千葉地裁平成9年7月24日判決¹⁶ XとYがスキー滑走中、上方から滑走してきたYが回転しようとしてスキー板が接触して、Xが転倒し、Xがこれにより右脛骨骨折の傷害を負った事案。「Yは上方でXを追い越した後、転回して方向を変えようとしたのであるが、Xの滑る位置や方向によっては、これにより下方にいるXの進路を横切る形になるのであるから、Xの動静に注意して、Xとの接触や衝突のおそれのないことを確認して転回すべき注意義務があるものと解され、Yにはこれを怠った過失があるというべきである。しかしながら、Xにも、転回してその滑降の方向を変えるにあたっては、周囲を滑降している人の動静に注意して、安全を確かめてから転回を開始すべき注意義務があるのに、これを怠った過失のあることが認められるのであって、損害負担の公平を図るうえからは、このXの過失も考慮すべきであり、X、Y双方の過失の内容、ことに一般的には上方から滑降してくる者に接触や衝突回避のための第一次的な注意義務があると解されることなど諸般の事情を勘案すると、両者の過失割合はXが20パーセント、Yが80

パーセントと認めるのが相当である。」

〔裁判例7〕神戸地裁平成11年2月26日判決¹⁷ フリースタイル用スノーボードで滑ってきたYが斜め後方からスキー初心者のXに衝突し、これに左下腿骨骨折の傷害を負わせたという事案。「Yは、中級者用のゲレンデをかなりの速度で滑降してきて、本件ゲレンデ上部の急斜面でさらに加速し、そのまま特に減速せずに初級者用ゲレンデである本件ゲレンデ内に突入したのである。そして、下方約15メートルの地点で、プルークボーゲンでゆっくり右方に滑走しているXを認めたのであるから、Xの動きを注視しつつ、減速し或いは安全な方向に進路を変えるなど、Xへの衝突を避ける措置をとるべきであった。しかるに、Yは、僅かに進行方向を左に変えただけで、減速せず、Xの動きを注視せずに滑降を続けたため、約7メートルの地点で、方向を変えて左方に進行しているXを再び認めた時には、自らの進行方向を変更することができず、そのままXに衝突したのである。そして、前記ゲレンデの状況によれば、Yが右衝突回避措置をとることに支障があったような事情を認めることはできない。したがって、右衝突回避措置をとらなかったYには過失があるといわざるをえない。」

「スキー場においては、上方から滑走する者に、前方を注視し、下方を滑走する者の動静に注意して、その者との接触・衝突を避けるべく速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務があるというべきである。これに対し、下方を滑走する者は、コースが混雑し、見通しが悪いなどの特段の事情のない限り、後方を注意する義務は原則としてないというべきである。よって、過失相殺の抗弁には理由がない。」

〔裁判例8〕名古屋地裁平成13年7月27日判決¹⁸ Xがスノーボードスクールに参加しスノーボードのコーチである女性Aから指導を受けていたところ、同スキー場の雪壁を上から突然スノーボードでジャンプしてきたYに後ろから激突され(段差を、止まることなくジャンプして、空中で、バックサイドの体勢で右肩を後に回し、ボードを360度回転して着地したところ、レルヒコース上にいたXと甲地点で激突した)、右大腿骨二か所を複雑骨折し

た事案。「一般のゲレンデである下方のレルヒコース上には、そこを滑降している人を始め、様々な人がいる筈で、しかも、事故当日はゲレンデ上の人が多かったから、本件段差からレルヒコースへジャンプすることは、そのような人々に激突する可能性を常に含んだ相当に危険な行為であったと認められる。にもかかわらず、本件段差をジャンプに利用する場合、ジャンプする者は、自己の着地地点周辺に人がいないか安全確認を十分に尽くし、自己のジャンプにより他者に衝突して損害を負わせないように配慮すべき注意義務を負う。」「Yが、Xとの衝突を避けるために何らかの具体的な行動をとった事実は認められず、スタート時点、及びそれに続く滑走時点において、Yによるジャンプの着地予定地点の安全確認は不十分であったと言わざるを得ない。」「以上によると、Yは、スノーボーダーとしての安全確認義務及び衝突回避義務を怠った過失により、本件事故を起こしたと認められる。」

「XもYと同じく本件段差をスノーボードでジャンプしたにもかかわらず、着地に失敗して転倒した後、Xの後を続いてジャンプしてくる者の存在に注意を払わず、体勢を立て直して立ち上がり、着地した場所付近から、漫然と少し移動しつつコーチのアドバイスを聞いていた事実が認められるのであり、Xが、本件段差をXに続いてスノーボードでジャンプして来る者を予想して、その者との衝突を回避するため、本件段差から直ちに遠ざかるなど、安全に配慮していた事実は認められない。したがって、本件事故発生については、Yの安全確認義務違反の過失ばかりでなく、Xにも安全配慮義務違反の過失が存したと認められる。」「本件事故発生については、関温泉スキー場で継続的にスノーボードスクールを主催して、Xを指導していた、専門業者である訴外会社にも、スクール生の安全確保について、練習場所の選定、練習場所やスクール生の表示方法、及びスクール生の待機場所の選定等に関して過失があったと認められる。そして、訴外会社のこれらの過失が、Xの前示のとおり安全配慮義務違反の過失の原因であると認められるが、訴外会社のこれらの過失は、Yとの関係では、X側の過失と評価すべきである。……そうすると、本件事故は、Yの安全確認義務違反の過失と、訴外会社を含むX側

の安全配慮義務違反の過失が競合して惹起されたものと認められ、前記認定にかかる一切の事情を斟酌すると、損害の公平負担の見地から、Xの過失割合は、35パーセントと認めるのが相当である。」

〔裁判例9〕東京地裁平成16年10月20日判決¹⁹ Xは、ゲレンデをスキーで滑走中に、同ゲレンデに隣接する一段低い中級者・上級者用ゲレンデから本件ゲレンデにスノーボードで滑走・侵入してきたYに衝突され、左膝裏部をスノーボードのエッジで切断され、左膝窩部亜切断の傷害を受けた事案。「本件事故は、隣接ゲレンデをスノーボードで滑走して同ゲレンデの終点近くに至ったYが、その進路を変更して、事故ゲレンデに進入しようとした際、隣接ゲレンデから事故ゲレンデに進入するには、隣接ゲレンデのほうが一段低く、事故ゲレンデの状況を見渡すことができないうえ、事故ゲレンデとの斜面となっている段差を乗り越えるために速度を増す必要があるため、事故ゲレンデの状況いかなんでは、同ゲレンデを滑走するスキーヤーなどと衝突する危険もあったのに、その危険を軽視して、前宙一回転を試みようとして、不用意に事故ゲレンデに進入した結果として発生したものとイワなければならぬ。しかも、Yは、その供述……によっても、スキーのみならず、スノーボードの技術に習熟しているというのであるから、その技能・経験に照らして、前記危険を予測し得ないはずがなく、尚更というべきである。Yのスノーボードが人工雪に刺さったことは、Yの主張のとおりであるが、その結果、Yが自らを制御し得ない事態に至ったとしても、そのような事態に至ったのも、要は、Yが前記危険を軽視したからというほかなく、Yの主張をもってしても、前記判断が妨げられるものではない。……Yは、その責任を前提にしても、Xにも左前方の注視を怠った過失があるので、過失相殺によって、Yの責任が軽減されるべきであるとも主張する。しかし、……Xにおいて、事故ゲレンデより一段低くなっている隣接ゲレンデを滑走中のYの動向を注視し得るのは、視野的にも限定されているのであって、Xの視野にYが入らない間のYの動向を注視すべき義務は観念し得ないし、また、Xの視野にYが再び入ってきた後のYの動向については、これを注視すべき義務それ

自体は観念し得るとしても、XがYとの衝突を回避し得るような状況にはなかったと認められるから、本件事故の発生につき、Xにも過失があるというYの主張を採用するのは困難である。……したがって、本件事故については、Yが全面的に責任を負うべきものといわなければならない。」

この事故は、スキーのみならずスノーボードの技術にも習熟しているYが、衝突する危険性を軽視し不容易に事故ゲレンデに侵入した結果として発生したものであり、Yが全面的に責任を負うべきものとされたものである。

〔裁判例10〕神戸地裁平成17年8月16日判決²⁰ スキーで滑降中のXとその上方からスノーボードで滑走してきたYとが衝突し、これによりXが頸髄損傷等の傷害を負い、その後遺障害が生じた事案。「スキー場において上方から滑走する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負う（最判平成7年3月10日判例タイムズ876号142号以下）と解するのが相当であるところ、以上の事実によれば、本件事故現場付近は急斜面ではなく、Xは、スキーをやや開いて斜滑降をしており、Xの技量からして、さほど速度が出ていたとは考えられず、加えて、YがXに衝突した時点においては、Xはボーゲンで左に転回しようとしていたときであるから、Xの滑降する速度はかなり遅かったことが認められ、Yは、Xとの接触を避けるための措置を採り得る時間的余裕をもって、下方を滑降しているXを発見することができ、本件事故を回避することができたというべきであるから、Yには前記注意義務を怠った過失があり、Xが本件事故により被った損害を賠償する責任がある。以上から、Yは、Xに対して、本件事故について、民法709条に基づく不法行為責任を負う。」²¹

〔裁判例11〕東京高裁平成18年12月7日判決²² Yがスノーボードで滑り下りて来てほぼ平らな緩斜面にさしかかったとき、上方からショートスキーで滑り下りて来たXがYの左側方ないし左後方からYに近づいて行ってYに衝突し、Yの足とXの足がからまり両者はその付近に転倒し、Xがこの事故によって右下腿骨折の傷害を負ったという事案。「本件事故の発生につい

ては、むしろ、上方から滑り下りてきたXに前方を注視して下方にいるYに衝突しないよう適切な速度と進路で滑降すべき注意義務があったのにこれを怠った過失があったものというべきであり、したがって、本件事故の発生については、Xに全責任があり、下方にいたYには責任がないというべきである。」(なお、この事件は上告された)。

この判決は、衝突事故をX自身の過失によって生じたもの(自損事故)と捉え、Yに過失はなく、不法行為責任はないと判断したのであり、判例理論(最高裁平成7年3月10判決〔裁判例5〕)を持ち出すまでもなく、当然の結論といってよい。

三 本判決の検討 以上のことから、スキーヤー・スノーボーダーの注意義務に関する判例理論がはっきりしてきた。このことを前提に以下では本判決を検討してみよう。

1. スキーヤー・スノーボーダーの注意義務とは わが民法709条は過失責任主義を採用しているが、過失とは、注意義務違反を意味し²³、社会的に一般に要求される通常人の注意義務(最低限必要とされる程度の注意義務)を欠いた場合には、過失が認められる。川井健教授は、その一例として、最高裁平成7年3月10日判決〔裁判例5〕をあげられる²⁴。この判決は、「スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負う」とし、注意義務の一応の基準を与えたものである。要するに、この最高裁判決がいう注意義務というのは上方から滑降する者の「衝突回避義務」を意味しており、それは、冒頭で触れたように、従来の下級審判決が形成してきた理論の到達点を示したものである。それ以降の裁判例は、この判例理論に従った判断を示しているといえる。²⁵

ところで、平井直雄教授は、それ自体が危険性を含んでいるスポーツの行為につき、「競技の行われる状況や競技の特質に従って他の競技者ないし人に危害を及ぼすべきでないように、行為が特定されるべき」であり、「たと

えば、ゴルフ競技においては、複数のボールとの並存と先行競技者・後行競技者の関係が常に存在し、前者は後者からの打球の飛来はないものとの信頼の上に競技は成り立ちうるものであるから、後行競技者は先行競技者に対して危険を及ぼすことのないよう配慮すべき義務を負う²⁶とされる。そうすると、スキーヤー・スノーボーダーが負う注意義務というのは、衝突によって他の人に危害を及ぼさないという意味での衝突回避義務というほかはないのである。

2. 衝突回避義務違反の判断基準（判断要素） 裁判例を通して見た限りでは、加害者が他の者によって衝突されそのはずみで被害者にぶつかったとか、あるいは、被害者側の進路妨害行為によって衝突事故が起きたというような事情が認められない限り、スキー・スノーボードの衝突事故が起きた場合には、まずは上方から滑ってきて衝突した者に過失＝注意義務違反（衝突回避義務違反）が認められていると見てよい。その際、過失の判断に直接関係する大きな要素としては、前述のように、①速度のコントロールと、②進路選択の適切さがあげられる。なお、スキーヤー・スノーボーダーのこのような注意義務は、結局は、上方の者が下方の者より速いスピードで滑降しこれを追い越す場合の注意義務にほかならない——上方の者が下方の者より速いスピードで滑降しこれを追い越す際に追突・衝突が発生するからである（もっとも、速度・スピードのコントロールは、進路選択と密接に関連しておりそれぞれが別個の要素として理解されるべきではない。目の前に滑走者がいることに気がついていても、スピードの出し過ぎによって衝突を回避できなかったという場合も多い。加えて、スピードを出せば出すほど視野が狭まる状態になるので、それだけ衝突の可能性も大きくなる）。

このことを踏まえて、上方滑降者の注意義務をもう少し具体的に表現するならば、下方滑降者のどのような動きに対してもぶつからないだけの十分なスペースを確保している場合に限り、上方滑降者は下方滑降者を追い越すことができるということになる²⁷。スピードおよび進路選択が適切であったかどうか——上記のような十分なスペースを確保するための行動がとられたか

どうか——については、さらに、(i)その者の技術や経験年数のみならず、(ii)そのときのゲレンデの混み具合・地形・天候・雪質等の諸条件が考慮され総合的に判断されることになる——要するに、スキーヤー・スノーボーダーは、当該ゲレンデの地形・天候・雪質など様々な状況のもとで下方で滑っている者との衝突を回避するための適切なスピードと適切な進路選択（ぶつからないだけのスペースの確保）につき、瞬時に判断しなければならないのである。本判決が、「本件事故現場は急斜面ではなく、斜面の状況もスムーズであり、天候も晴れていたものであって、上方にいたYとしては、コース下方を見通すことができた」と述べるのはそのためであると考えられる。

こうしてみると、スキーヤーやスノーボーダーはかなり厳しい注意義務を負っているといわざるを得ない。このことは、スキーヤーもスノーボーダーもスピードを伴って滑降し、加えて、スキー・スノーボード自体が鋭いエッジを備えていることを考慮すれば当然ともいえる。上記のような注意義務を果たすことが困難なスキーヤー・スノーボーダーは、スピードを出さずに、また、人の多いところは避けて滑るほかない。衝突してしまうかも知れないという状況のもとで、自分の技術では衝突を回避することができないというのであれば、衝突する前に自ら転倒するなどしてこれを避けるべきということになろう。

本件は、ゲレンデの左側の斜面をスキー経験30年弱の上級者としてはゆっくりした速度で進行方向左にターンをして斜滑降の状態にあるXに、スノーボード4回目の初心者であるYが衝突したという事案であり、Yの注意義務違反（過失）を認めた本判決の判断に何ら問題となるところはない。最高裁判平成7年3月10日判決（〔裁判例5〕）の趣旨に則った判断といえる。

3. 下方滑降者の注意義務 他方、下方の者にも注意義務違反（安全確認義務違反）があるとして過失相殺が認められたのは、停止した後あるいは転倒した後に危険のない場所に移動するというをしなかった場合（〔裁判例4〕〔裁判例8〕）や周囲の状況を確認せずにターンしたために上方から滑ってきた者と衝突した場合（〔裁判例6〕）である。これらは上方からの滑降

を妨害する行為と捉えることができるが、衝突事故において、上方からの滑降者に対する下方滑降者の進路妨害という要素が大きければ、被害者の過失割合は、加害者の過失割合を超えたものになってくる——上述のように、〔裁判例5〕では被害者の過失割合7割という見方もあった（本件における過失相殺の問題については後述する）。

4. 過失認定に対する裁判所の姿勢 このように、スキーマーやスノーボーダーの衝突事故につき、上方から滑降するスキーマー・スノーボーダーには高度な注意義務が求められている（それが上級者の場合には、いっそう高度の注意義務が要求される）。そして、いったん衝突事故が発生すれば、〔裁判例2〕の事案のように、他者によって衝突されそのはずみで下方の者と衝突したというような事情でもない限り、まずは上方の者に注意義務違反（衝突回避義務違反）＝過失ありとされ、過失がなかったという判断はなかなかしてもらえず、不法行為責任を免れることは難しい。これが、裁判所の基本的な姿勢といってよいだろう。

裁判所のこのような姿勢は正しいと思われる。これは——視点を換えていえば——過失の立証責任を軽減する機能を果たしているといえる。スキー・スノーボードの人的衝突事故においては、視界の及ばない後方（上方）あるいは斜め後方（上方）ないし脇の方からいきなり衝突されるのであるから、被害者は衝突されたという事実以外何も分らないのが普通である——衝突した者の行動（過失に結びつく加害者の具体的な行動）について被害者は何も分らない²⁸。その上にスキーやスノーボードの衝突事故は、一瞬の出来事であり加害者に過失があったことを証言してくれる目撃者を確保することも困難である。また、過失を示すための物的証拠（自動車事故におけるタイヤ痕や破損部品など）は、スキーの場合にはほとんど残らない。そういう状況のもとでは、衝突された被害者が過失を立証するのは容易ではない。かくして、人的な衝突事故があれば、まずは上方の者に注意義務違反（衝突回避義務違反）＝過失ありとされ、過失がなかったという判断はなかなかしてもらえないという裁判所の姿勢は大きな意味をもってくることになる^{29・30}。

5. 民法720条1項（違法性阻却事由）と注意義務違反 認定事実によると、Yは、折から、自分の前を滑走していたスキーヤーが停止したため、同スキーヤーとの衝突を避けようとして慌て、自己のスノーボードのコントロールを失い、Yに気づかず無防備の状態にあったXに衝突したとされている。この点を捉えて、Yは「この衝突を回避するためにやむを得ずXと衝突したのであるから、民法720条1項により、Xに対して損害賠償責任を負わない」と主張したが³¹、これに対して本判決は、「Yが供述する事故態様は、本件事故直後にYが救助者に話した事故態様と異なる上、本件事故によりXの左大腿部にできた打撲痕が、X本人の供述する、衝突時の双方の身体の位置関係、衝突部位と合致することからして、採用することができない」と判断した。

ところで、本件事案のような衝突事故においては、加害者の方から正当行為・正当業務であるとか危険を引き受けている（違法性阻却事由ないし不法行為責任阻却事由³²）として、不法行為責任の成立を否定する主張がなされる場合が多い。上記の裁判例でいうと、〔裁判例1〕〔裁判例2〕〔裁判例3〕〔裁判例5の原審〕〔裁判例8〕などがそうである（本稿では、この問題について触れなかったが注記の拙稿を参照されたい³³）。ただ、実際には、過失を認定しながら正当行為などを理由にして不法行為責任を否定した裁判例は見当たらない。最高裁平成7年3月10日判決〔裁判例5〕は、違法性阻却事由について言及せず加害者の注意義務違反（過失）の有無についてのみ判断している。これをもって、違法性を阻却するかを問題にするよりも、むしろ衝突の危険を避けるためにとるべき注意義務の違反があったかどうかを問題にするというのが最高裁の姿勢と理解しうるならば、これは積極的に支持されるべきものとする。実際問題としても、これを過失の問題として捉えて解決した方が適切・妥当な処理が可能となると思われる——違法性阻却というオール・オア・ナッシングの処理の仕方よりも過失相殺による処理の仕方の方が適切・衡平な解決が可能になるからである³⁴。

本判決は、そもそもYが供述する事故態様を採用することができないとし

て、720条1項における違法性阻却事由（不法行為責任阻却事由）を問題にしなかったのであるが、この点も最高裁の方向に沿った判断といえるのではなからうか。

6. ついでに考えておきたいのは、スキーとスノーボードとの運動面での機能や操作の違いが、注意義務の判断に影響しないのかどうかである。冒頭で触れたように、最近、スノーボーダーが加害者となる事例が増えている（〔裁判例7〕〔裁判例8〕〔裁判例9〕〔裁判例10〕）。スノーボードはサーフィンやスケートボードと同様に横乗り（非対称・サイドウェイスタンス）のスポーツという点でスキーと異なる。軸足を前に置き利き足を後ろに置くというスタイルのため、進行方向に対して、左足が前になるレギュラースタンスと右足が前になるグーフィースタンスの二通りがある。したがって、レギュラースタンスの場合、上方からみて右側への斜滑降の場合には、だいたい背中の方が谷川（下方）を向くような姿勢になるし（その点で、下方への視野が制限されてくる）、左側への斜滑降の場合にはだいたい体の正面の方が谷川を向くような姿勢になる（もっとも直滑降に近い斜滑降の場合には背中では左側に向きっぱなしとなる）。したがって、スキーよりも視野が下方全体に及ばないことが多い。スノーボードの特殊性がここにある。

本件において、Xがレギュラースタンスであったかどうか明らかでないが、かりにそうだとすれば、Yは、正面がほぼ谷川に向いた状態で（上から見て）右から左へ斜滑降していたことになるから、下方方向に対する視野は十分広いはず（決して狭くはない）ということになる。そういう状態で、Yは、Xの左横から左斜め後方にかけての方角から衝突したのであれば、Yは当然のことながら衝突回避義務違反を免れることはない。

スノーボーダーが関与する事故においては、このようなスノーボードの特徴を考慮に入れておく必要がある（スキーヤーもスノーボーダーも不特定多数の人が入り混じって滑るグレンデの中で、スノーボードは進行（下方）方向に背を向ける動作が入るのである——スノーボーダーの衝突事故が増えている一因となっているものと思われる。加えて、スノーボードには一般に段

差を利用してのジャンプや空中での回転という醍醐味もある。この点を考慮すれば、スノーボードの特徴に応じた（相応しい）注意義務がより一層求められてもいいのではないか。例えば、背後に目を向けよとか、段差を利用してジャンプする際に着地点に人がいないことを確認せよ（例えば〔裁判例8〕）といったことなど考えられる³⁵。ただ、スノーボードゆえに下方確認とか着地点における人の有無の確認といった動作はスキー以上に困難な場合が多いと思われ、結局、ぶつかって怪我をさせればもはや賠償責任は免れないということになる。

7. 最後に、過失相殺の問題に触れておこう。衝突されたXに注意義務違反があるか否かであるが、上述のように、裁判例は、停止した後あるいは転倒した後に危険のない場所に移動しなかったとか（〔裁判例4〕〔裁判例8〕）や周囲の状況を確認せずにターンしたとか（〔裁判例6〕）、いわゆる進路妨害になるような行動があれば、被害者は過失ありとされる。本件事案において、Xは、10度から20度のスムーズな中斜面の左側を約5メートル幅の平行でゆっくり滑降し、「進行方向左にターンをして斜滑降」中の「無防備の状態にあったXの左横から左斜め後方にかけての方角から、Xの左大腿部横から後にかけての部位を中心として衝突」したというのであるから、そこに何ら進路妨害になるような行動はみられない。したがって、Xに過失はないと判断した本判決は、この点においても妥当である。

注

¹ 拙稿「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号（2007年12月）1頁以下を参照されたい——この論稿は、スキー・スノーボードに関する衝突事故についての裁判例を網羅的に取り上げ、加害者の注意義務の問題、違法性阻却の問題のほか「スキー場での行動規則」（全国スキー安全対策協議会）との相関関係などについて考察を試みたものである。さらに、松本市による受託研究の報告書であるが、拙稿「スキーおよびスノーボードの対人的衝突事故と不法行為の成立に関する諸問題——主として裁判例を通して——」平成18年度信州大学法科大学院地域連携事業報告書（信州大学法科大学院・平成19年3月）233頁以下、拙稿「スキーおよびスノーボードの対人的衝突事故と民法上の注意義務」平成20年度信州大学法科大学院地域連携事業報告書（信州

- 大学法科大学院・平成21年3月)106頁以下などもあげておこう。
- ² 拙稿・同前「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号3頁,10頁以下参照。
- ³ 判タ1294号115頁における本件の「解説」を参照。
- ⁴ 拙稿・掲掲「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号3頁,75頁以下参照。
- ⁵ 拙稿・同前「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号21頁以下参照。
- ⁶ 下民15巻12号2966頁,判時393号17頁,判タ170号152頁。
- ⁷ 辻次郎「スキー事故の法的責任」判タ1045号25頁。
- ⁸ 判タ170号153頁〔(裁判例2)東京地裁昭和39年12月21日判決のコメント〕参照。
- ⁹ 山田卓生「スキー事故に御用心」法学セミナー423号11頁。
- ¹⁰ 判タ633号174頁。
- ¹¹ 第1審(札幌地裁)判決は,事故現場の斜度が10数度程度で初級者でも滑走可能であり,コースの幅も数十メートル程あり,当時コース内の状態は混雑しているものではなく,衝突の態様につき本文において述べたような事実を認定した上で,Yと甲女との(第1の衝突)の状況を明らかにすることは困難であり,第1衝突について注意義務違反があったとは認めが難しく,また,YのXに対する直接の注意義務違反についてもこれを認めることはできないとしてXの本訴を棄却し,Yの反訴(Xが安全に留意せず不用意にゲレンデを横切って滑走した過失によって生じたYの頭部・頸部挫傷についてのXの損害賠償責任を求めたもの)については,一般にゲレンデを横切るように滑走することが常に許されないものではなく,本件において,Xの滑走方法がYの滑走状況からみても格別適切さを欠いていたものと認めるべき事情も見当たらないとして,Yの反訴を棄却した。なお,Yは正当行為として違法性が阻却されると主張したが,札幌地裁はYに過失はなかったとしてXの損害賠償請求を棄却し正当行為については判断をしなかった(判タ633号179頁)。
- ¹² 判時1388号88頁。
- ¹³ 判時1560号114頁。
- ¹⁴ 最高裁判所裁判集民事174号758頁,判時1526号99頁,判タ876号142頁。
- ¹⁵ 吉田和彦「スキー場で発生した滑降者同士の接触事故につき上方から滑降してきた者に過失があるとされた事例」NBL610号71頁参照。
- ¹⁶ 判時1639号86頁。
- ¹⁷ 判時1696号126頁。
- ¹⁸ 判時1767号104頁。
- ¹⁹ 判時1906号60頁。
- ²⁰ 判時1928号105頁。なお,この判決に対して,加害者が控訴し,新たに短期消滅時効を援用したが,控訴審(大阪高裁)は,加害者側の損害賠償責任を全面的に認めた原判決(神戸地裁判決)を支持した上で,加害者が主張した短期消滅時効(民法724条所定の3年消滅時効)は認められないとして控訴を棄却した(判時1940号124頁を参照)。
- ²¹ なお,Yは時効によりXの損害賠償請求権は消滅したと主張したが,本判決はこの主張を認めなかった。

- ²² 判時1973号56頁。
- ²³ 幾代通＝徳本伸一『不法行為法』（有斐閣・1993年）38頁以下，吉村良一・前掲『不法行為法 [第3版]』（有斐閣・2005年）64頁以下，さらに加藤雅信『新民法大系 v 事務管理・不当利得・不法行為 [第2版]』（有斐閣・2005年）146頁以下などを参照。
- ²⁴ 川井健・前掲『民法概論4 債権各論』396頁は、「社会的に要求される通常人の注意義務を欠いた場合に，過失が認められる。一例として，スキー場において，上方から滑降する者は，前方を注意し，下方を滑降している者の動静に注意して，その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度および進路を選択して滑降すべき注意義務を負うとした判例がある（最判平成7・3・10判時1526号99頁）。このような，通常人の注意義務を欠く過失を主観的過失という。これに対して，専門家や事業者のように，一定の職業に従事する者には，……客観的な基準に基づく注意義務が要求され，その義務に違反したときには，過失があるとされる。このような意味での過失を客観的過失という」としている。
- ²⁵ 拙稿・前掲「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号75頁以下参照。
- ²⁶ 平井宜雄・前掲『債権各論II 不法行為』34頁。
- ²⁷ 国際スキー連盟（FIS）の定める「スキーヤーおよびスノーボーダーの行動規則」Rules of the Conduct of Skiers and Snowboarders（Verhaltensregeln für Skifahrer und Snowboarder）の4に「追い越し」（Überholen）に関する内容（FISのWebsiteに掲載されている）および日本における全国スキー安全対策競技会の定める「スキー場での行動規則」の4の「追い越すときは，追い越される人がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を残しておかなければならない」という行動規則を参考にした。なお，これらのスキー・スノーボードの現場において創造・形成されてきた行動規範は，裁判における紛争解決の判断基準（裁判基準）ともなっているようである——詳細については，拙稿・前掲「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号90頁以下参照。
- ²⁸ もっとも，実際の衝突事故においては，衝突（追突）された側からすれば後方（あるいは脇）からいきなり衝突されたという思いが強いだろうし，他方，衝突した側からすれば，自分の進路方向に突然現れた人を避け切れずに衝突してしまったという思いも当然もあるだろう。お互いが気がついたときにはぶつかっていた——まさに予測もしなかった瞬時の偶発的な出来事——という程度の意識しかない場合が多いのではなかろうか。数秒ずれてお互いが衝突現場を通過していれば衝突は起こらなかったはずなのである（なお，拙稿・同前「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号2頁参照）。
- ²⁹ このよう考えてくると，被害者は具体的に何をどこまで立証すればよいのかという問題に行き着く。この点につき裁判例を参考にすれば，加害者が適度なスピードを超えて衝突したこと（スピードコントロールの不適切さ——衝突して負傷するほどのスピードが出ていたということ），加害者が衝突を避けるためのスペースを確保しようとする進路選択をしなかったこと（進路選択の不適切さ）などについて主張・立証すれば足りるのではあるまいか。この程度ならば，過失の立証を容易にするものとし

て機能するであろう。このような考えをもう一步進めると、加害者（なかでもスキーを職業としている者、あるいは一定の競技大会において入賞経験がある者はとくに）に一定の義務違反（衝突回避義務違反）があったということで、加害者の過失が事実上推定され、加害者がその推定を動揺させない限り、加害者に過失があったとする手法に近づいてくる（拙稿・同前「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号85頁参照）。

- ³⁰ スキーのインストラクターやパトロールなどスキーを職業にしている者や有名なスキー大会の入賞者などは、単なる上級者のレベルを越えた専門家として位置付けることも可能ではなからうか——そうすると、これらの者には専門家としての注意義務を認めるという考えも成り立ちうるし、高度な注意義務を認めることによって被害者の立証責任の負担を軽減するという扱い方も視野に入ってくるし、さらに過失の推定という問題にも接近する（拙稿・同前「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号83頁の注80を参照）。
- ³¹ 判タ1294号116頁。
- ³² 内田貴教授は、「違法性概念に導入に積極的な意味を見出さない立場に立つなら、むしろ不法行為責任阻却事由」とよぶべきだろう」とされる（内田貴『民法II〔第2版〕債権各論』東京大学出版会・2007年）380頁）。
- ³³ 拙稿・前掲「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号62頁以下参照。
- ³⁴ この点につき、例えば、山田卓生『私事と自己決定』（日本評論社・1997年）186頁、野村好弘「被害者の危険引受け」英米法判例百選II（1978年）24頁などを参照。
- ³⁵ 拙稿・前掲「スキー事故と注意義務」信州大学法学論集9号51頁参照。